

札幌市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準
等に関する条例の一部を改正する条例案
平成29年(2017年)9月20日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準
等に関する条例の一部を改正する条例

札幌市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等に関する
条例(平成26年条例第57号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「第140条の68第1項」を「第140条の66第
1号イ(3)」に、「主任介護支援専門員研修を修了した者」を「主任介護支援専
門員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターにおける主任
介護支援専門員の配置基準に関する規定を整備するため、本案を提出する。